

両磐地域県立病院運営協議会の開催案内（公開）

両磐地域県立病院運営協議会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

令和6年1月5日

両磐地域県立病院運営協議会

1 開催日時

令和6年1月18日（木）14時00分から

2 開催場所

岩手県一関市狐禅寺字大平17番地
岩手県立磐井・南光病院 多目的会議室

3 議題

- （1）両磐地域県立病院の運営について
- （2）その他

4 傍聴定員

10人

5 傍聴手続

- （1）傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越し下さい。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
- （2）受付開始時刻は当日13時30分です。
- （3）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

岩手県一関市狐禅寺字大平17番地
岩手県立磐井病院事務局 TEL 0191-23-3452（内線2021）

傍 聴 要 領

両磐地域県立病院運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。